

家賃助成

まちなか住宅家賃助成事業

ページ番号:1006635

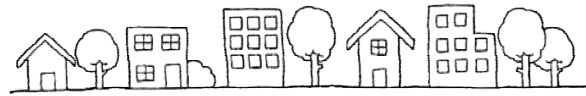
「まちなか」において、民間賃貸住宅へ転入又は転居してきた方に補助します。

《補助金額》 上限1万円/月（最大3年間）

《主な補助要件》

- ・「まちなか」の民間賃貸住宅に住所があること
- ・転居前の住所が、「まちなか」以外であること
- ・居住する者の合計所得月額が4万5千円以下であること 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112



共同住宅の新築（事業者向け）

まちなか共同住宅建設促進事業

ページ番号:1006631

「まちなか」において、一定水準以上の共同住宅を建設する方に補助します。

《補助金額》 上限2,500万円（一般型50万円/戸、単身型25万円/戸）

《主な補助要件》

- ・敷地面積200㎡以上
- ・住戸数は2戸以上かつ単身者型の住戸数は全戸数の3分の1以下
- ・住戸専用面積は一般型55㎡以上、単身型40㎡以上
- ・敷地面積の5%以上、うち接道部2%以上の敷地内緑化
- ・建築基準法第53条の規定よりも10%厳しい建蔽率とする
- ・敷地面積の10%以上の公開空地を設置 ※500㎡以上の敷地のみ
- ・建築物の高さ（まちなか居住環境指針に適合すること）
- ・主要構造部（耐火構造又は準耐火構造）
- ・台所、収納設備、水洗便所、洗面設備、浴室及び居室を備えた住宅
- ・劣化対策、維持管理対策、温熱環境・エネルギー消費量性能、高齢者への配慮などの項目について、日本住宅性能表示基準(国土交通省)に適合した住宅
- ・エレベーターの設置（地上階数4以上の住宅のみ） 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112

地域優良賃貸住宅の建設と家賃減額（事業者向け）

地域優良賃貸住宅整備費補助事業

ページ番号:1011670

「まちなか」又は「公共交通沿線居住推進補助対象地区」で、高齢者型の地域優良賃貸住宅を整備される方に補助します。

《補助金額》 120万円/戸（まちなか）
70万円/戸（公共交通沿線居住推進補助対象地区）

《主な補助要件》

- ・富山市地域優良賃貸住宅制度要綱による供給計画事業認定を受けていること
- ・富山市地域優良賃貸住宅整備基準に定める基準に適合すること
- ・サービス付き高齢者向け住宅であること
- ・戸数は5戸以上35戸以内とし、住戸専用面積は40㎡以上とすること
- ・食事提供サービスの提供及び食堂の設置 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112

ひとり親家庭等家賃助成事業

ページ番号:1006646

「公共交通沿線居住推進補助対象地区」において、民間賃貸住宅へ転入又は転居してきたひとり親等に補助します。

《補助金額》 上限1万円/月（最大3年間）

《主な補助要件》

- ・ひとり親等の認定を受けていること
- ・「公共交通沿線居住推進補助対象地区」の民間賃貸住宅に住所があること
- ・転居前の住所が、「まちなか」又は「公共交通沿線居住推進補助対象地区」以外であること
- ・転居後にひとり親等になった場合は、賃貸借契約日がひとり親等になった日から6か月以内であること
- ・居住する者の合計所得月額が4万5千円以下であること 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112

公共交通沿線共同住宅建設促進事業

ページ番号:1006643

「公共交通沿線居住推進補助対象地区」において、一定水準以上の共同住宅を建設する方に補助します。

《補助金額》 上限1,750万円（一般型35万円/戸、単身型17万5千円/戸）

《主な補助要件》

- ・敷地面積300㎡以上
- ・住戸数は4戸以上かつ単身者型の住戸数は全戸数の3分の1以下
- ・住戸専用面積は一般型55㎡以上、単身型40㎡以上
- ・敷地面積の10%以上、うち接道部5%以上の敷地内緑化
- ・建築基準法第53条の規定よりも10%厳しい建蔽率とする
- ・建築物の高さ（公共交通沿線居住環境指針に適合すること）
- ・主要構造部（耐火構造又は準耐火構造）
- ・台所、収納設備、水洗便所、洗面設備、浴室及び居室を備えた住宅
- ・劣化対策、維持管理対策、温熱環境・エネルギー消費量性能、高齢者への配慮などの項目について、日本住宅性能表示基準(国土交通省)に適合した住宅
- ・エレベーターの設置（地上階数4以上の住宅のみ） 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112

住宅の新築・購入やリフォームをご検討されている皆さまへ

住宅補助のご案内

富山市では
住宅に関連する様々な事業を用意しています

中古住宅

新築住宅

二地域居住

家賃助成

リフォーム

ふるさと回帰

とやまの木

ZEH

省エネルギー

太陽光・蓄電池

耐震改修

ねたきり防止

居宅介護

日常生活用具

地優賃

障害者住宅改善

ディスポージャー

共同住宅建設



住宅の新築・購入

まちなか住宅取得支援事業

ページ番号:1006634

「まちなか」で一定水準以上の住宅を新築又は購入し居住される方に補助します。

《補助金額》 上限５０万円（金融機関等からの借入額の３％）

《主な補助要件》

- ・住戸専用面積７５㎡以上 ※戸建てのみ
- ・敷地面積の５％以上、うち接道部２％以上の敷地内緑化 ※戸建てのみ
- ・新耐震基準に適合した建物（昭和５６年６月１日以降の着工等） 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112

マルチハビテーション推進事業

ページ番号:1006639

「まちなか」で多地域居住のために住宅を新築又は購入される、県外在住の方に補助します。

《補助金額》 上限２５万円

（市内に６５歳以上の高齢者親族が在住している場合は１０万円上乗せ）

《主な補助要件》

- ・富山県外に住所がある個人で、かつ所得税非課税世帯者でないこと
- ・当該補助金を受けた物件を転売・賃貸しないこと（最低３年間） 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112

設備導入

まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業

ページ番号:1006637

「まちなか」において、共同住宅や戸建て住宅を建築する際に合わせてディスポーザー排水処理システムを設置する方に補助します。

《補助金額》 上限２５０万円（５万円／戸）

《主な補助要件》

- ・富山市まちなか居住推進事業計画の認定を受けている住宅
- ・生物処理タイプ
- ・大臣認定又は日本下水道協会が定めた基準に適合するもの 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112

生ごみ処理ディスポーザー排水処理システム設置補助事業

ページ番号:1005374

生ごみ処理ディスポーザー排水処理システムを設置する方に補助します。

《補助金額》 上限１００万円（２万円／戸）

《主な補助要件》

- ・生物処理タイプ（碎いた生ごみを処理槽で微生物分解してから排水だけを下水道に流すもの）
- ・まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業補助金を受けた場合は対象外 等

廃棄物対策課 減量推進係 TEL:076-443-2281

Z E H 導入補助事業

ページ番号:1005155

Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を取得する方に補助します。《補助金額》 上限２０万円／戸（子育て世帯等の場合は３万円上乗せ）

《主な補助要件》

- ・補助対象住宅（Z E Hを新築、購入又は改修した戸建住宅）に居住すること
- ・Z E Hを対象とした、市が指定する国の補助金の確定通知を受けていること
- ・市が行う「チームとやまし」に登録すること 等

環境政策課 ゼロカーボン推進係 TEL:076-443-2053

富山市ホームページ「ページ番号検索」から各事業のページ番号を入力すると詳細を確認できます

公共交通沿線住宅取得支援事業

ページ番号:1006644

「公共交通沿線居住推進補助対象地区」で一定水準以上の住宅を新築又は購入し居住される方に補助します。

《補助金額》 上限３０万円※（金融機関等からの借入額の３％）

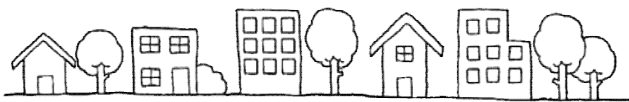
※上乗せあり（下記①②：各１０万円）

- ①まちなか又は公共交通沿線居住推進地区以外からの転入・転居
- ②住戸専用面積１２５㎡以上の住宅で、６０歳以上の高齢者と同居かつ４人以上の家族で居住

《主な補助要件》

- ・敷地面積２００㎡以上かつ住戸専用面積１００㎡以上 ※戸建てのみ
- ・敷地面積の１０％以上、うち接道部５％以上の敷地内緑化※戸建てのみ
- ・新耐震基準に適合した建物（昭和５６年６月１日以降の着工等） 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112



合併処理浄化槽設置補助事業

ページ番号:1005257

公共下水道の事業計画区域、農業集落排水事業、地域し尿処理施設、又は生活排水処理施設の整備事業予定地を除く対象地域内において、住居などに合併処理浄化槽を設置しようとする方に補助します。

《補助金額》 ３９万円～２１２万９千円（５人槽～５０人槽）

《主な補助要件》

- ・し尿と雑排水を併せて処理する５０人以下のもの
- ・浄化槽の構造基準に適合し、BOD除去率が９０％以上で、放流水の水質がBOD２０mg/L（日間平均値）以下となる機能を有するもの
- ・保健所に設置の届出をして審査を受けているか、建築確認等を済ませていること
- ・環境省の国庫補助指針等に適合すること
- ・販売の目的で住宅等を建築する方もしくは家屋を新築または増築する方のうち、汚水処理未普及解消につながらない設置は対象外 等

環境保全課 環境保全係 TEL:076-443-2086

省エネルギー機器等導入補助事業

ページ番号:1005156

省エネルギー機器を導入した個人（パレットストーブのみ法人又は個人事業者も可）に補助します。

《補助金額》 各５万円（子育て世帯等の場合は３万円上乗せ）

《対象機器》 家庭用燃料電池（エネファーム）、パレットストーブ

《主な補助要件》

- ・新たに補助対象機器を設置した住宅等に居住
- ・市が行う「チームとやまし」に登録すること 等

環境政策課 ゼロカーボン推進係 TEL:076-443-2053

太陽光発電設備及び蓄電池導入促進補助金

ページ番号:1013030

太陽光発電設備及び蓄電池を同時設置（自己所有）した方又はP P A（第三者所有モデル）により太陽光発電設備を導入した方に補助します。

《補助金額》 上限７５万円（設備・導入方法により異なります）

※子育て世帯等の場合上乗せあり

《主な補助要件》

- ・市内に自ら居住する住宅の敷地内に補助対象設備を設置すること
- ・F I T制度又はF I P制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の認定を取得しないこと 等

環境政策課 ゼロカーボン推進係 TEL:076-443-2053

改修

まちなかりフォーム補助事業

ページ番号:1006638

「まちなか」において、中古住宅の取得又は世帯員増加のために自宅をリフォームする場合に補助します。

《補助金額》 上限３０万円（工事費の１０％）

《主な補助要件》

- ・世帯の合計所得月額４４万５千円以下（世帯員が増加する場合は、増加前の世帯の合計所得で算定）
- ・リフォームに対する工事費１００万円以上
- ・住戸専用面積７５㎡以上 ※戸建てのみ
- ・新耐震基準に適合した建物（昭和５６年６月１日以降の着工等） 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112

木造住宅耐震改修等支援事業

ページ番号:1006439

一戸建ての木造住宅の耐震改修工事をされる方に補助します。

《補助金額》 最大１４０万円

※設計費の２／３（上限２０万円）と工事費の４／５（上限１２０万円、まちなかや公共交通沿線居住推進補助対象地区内において全体改修を行う場合は工事費に対する補助上限を３０万円上乗せ）

《主な補助要件》

- ・２階建て以下の一戸建て木造住宅
- ・建物の過半が昭和５６年５月３１日以前に着工した住宅
- ・在来軸組工法による住宅
- ・全体改修、部分耐震改修、段階耐震改修のいずれか
- ・部分耐震改修、段階耐震改修では改修後に申請者の居住が必須 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事業

ページ番号:1012233

生活環境を整えるため、既存住宅を改修される要介護（要支援）者に補助します。

《補助金額》 上限２０万円（工事費の７割～９割）

《主な補助要件》

- ・要介護（要支援）認定を受けている方
- ・手すり取付けや段差の解消等の工事であること
- ・新築や増築は対象外 等

介護保険課 給付係 TEL:076-443-2193

日常生活用具給付等事業

ページ番号:1003619

障害者等の居宅生活動作等を円滑にするため、既存住宅を改修される方に補助します。

《補助金額》 上限２０万円

《主な補助要件》

- ・下肢、体幹又は移動機能障害の身体障害者手帳１～３級の所有者
- ・下肢又は体幹機能に障害がある難病患者（医師意見書が必要） 等

障害福祉課 障害福祉係 TEL:076-443-2056

在宅重度身体障害者住宅改善費助成事業

ページ番号:1003621

既存住宅を障害にに合わせて生活しやすいよう改善する場合に補助します。

《補助金額》 上限７５万円

（工事費の５０万円までは全額、５０万円を超える部分は工事費の２／３まで）

《主な補助要件》

- ・視覚障害又は肢体不自由の身体障害者手帳１・２級所有者
- ・所得税非課税世帯
- ・居室、浴室、便所、玄関などの改善
- ・新築や増築は対象外 等

障害福祉課 障害福祉係 TEL:076-443-2056

公共交通沿線リフォーム補助事業

ページ番号:1006647

「公共交通沿線居住推進補助対象地区」において、中古住宅の取得又は世帯員増加のために自宅をリフォームする場合に補助します。

《補助金額》 上限３０万円（工事費の１０％）

《主な補助要件》

- ・世帯の合計所得月額４４万５千円以下（世帯員が増加する場合は、増加前の世帯の合計所得で算定）
- ・リフォームに対する工事費１００万円以上
- ・住戸専用面積１００㎡以上 ※戸建てのみ
- ・敷地面積２００㎡以上 ※戸建てのみ
- ・新耐震基準に適合した建物（昭和５６年６月１日以降の着工等） 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112

ふるさと回帰リフォーム等補助事業

ページ番号:1006652

「まちなか」又は「公共交通沿線居住推進補助対象地区」以外において、独立し生活していた子世帯が親世帯と同居するため、親世帯の住宅にリフォーム等を行う場合に補助します。

《補助金額》 上限３００万円（工事費の１／２）

《主な補助要件》

- ・親世帯と子世帯が１０年以上別居していること
- ・親世帯の暮らす町内に、かつて子世帯が居住していたこと
- ・工事請負契約の１年前から補助金実績報告までの間に同居すること
- ・５年以上同居を継続すること
- ・親世帯の暮らす町内等に、転居してくることを報告すること
- ・同居する者に住宅の所有権があること
- ・建築基準法等に適合していること
- ・新耐震基準に適合した建物（昭和５６年６月１日以降の着工等）
- ・住宅の増築、修繕、建替え等（敷地分割による新築も可）
- ・建設業の許可を受けている富山市内の業者による工事であること 等

居住政策課 企画係 TEL:076-443-2112

ねたきり防止等住宅整備費補助金交付事業

ページ番号:1003658

手すりの設置や段差の解消などにより、既存の住宅を高齢者向けに改善する方に補助します。

《補助金額》 上限５０万円（対象経費の２／３）

《主な補助要件》

- ・高齢者（６５歳以上）が居住すること
- ・手すり取付けや段差の解消等の工事であること（新築や増築は対象外）
- ・同居者全員が市町村民税非課税であること 等

長寿福祉課 長寿福祉係 TEL:076-443-2062

富山市内産の木材活用

とやまの木が見える家づくり推進事業

ページ番号:1005933

新築・増築又はリフォームされる木造住宅等の目に見える箇所に、市内産材を一定量使用される方に補助します。

《補助金額》 上限２０万円／棟（使用面積１㎡当たり３千円）

《主な補助要件》

- ・市内で自ら居住するために、新築、増築又はリフォームされる木造住宅（店舗併用住宅を含む）で、使用される木材量のうち２０％以上が市内産材であること
- ・上記住宅で床、内・外壁、天井など住宅の目に見える箇所に、２０㎡以上市内産材が使用されていること（柱の面積は使用面積に含まない） 等

森林政策課 森林整備係 TEL:076-443-2019